

島本英夫博士著「手形・
小切手法要綱」を讀んで

岡 本 善 八

本書は多年有價證券法に關心を寄せられる著者が同志社大學に於ける講義案を印刷に付せられたものである。手形・小切手法に關する類書の多數存在するにも拘らず本書の新たに公刊せらるべき意義は、もとより著者の永年の研究の成果の體系化をうかがうことが出来る點にその一の理由があることはいうまでもないが、その外本書は他の類書に比し次の如き三つの特色をもつてゐるように思われる。その一は、従來の類書の敘述に於ては、「手形法も小切手法も獨立の法律である限り、其の解説も別編として之を爲すを本筋とする」(同書序一頁)という見地か

ら、形式的には別個に論述しているのに對し、本書に於ては、「右兩法間の障壁を除去して各事項別に一括、爲替手形を中心として之を解説し、約束手形又は小切手に特有なる制度乃至は特に説明を要する點のみを、後に別に掲記(同書序一頁)せられてゐる。この事は爲替手形、約束手形及び小切手の三者には實質上共通の規定の適用せられる事が多いという理由よりして讀者に煩雜の感を與えず、しかも直ちに證券相互間の特質を把握し得るといふ意味に於て、從來の類書の實を採りながら更に新味を加えたものといえるし、特に講義の實際に於ては講義の終りに於てやうやく小切手の言葉を耳にするよりも、當初よりも平行的に付言せられることが、ある意味では講義の總體により早く近付き得るといふことができる。たゞ類書になじんでいる者が一種の戸惑いを感じるであらうことは、およそ新形式を採る以上止むを得ないことであらう。

次に本書の特色としてあげられる點は、英米法との對比が、各講の隨所に於て顧慮せられているのみならず、特に講目を設けて「英米法との比較」を論ぜられている點である。わが國手形法、小列手法の基礎となつたジュネーヴ條約が大陸法系に基くもので、世界に存する今一つの法系たる英米法を無視するを得ざることはいうまでもないが、本書では英米法との比較が行われることにより、わが國法における理論をより明確に把握することが期せられていると共に、實際上必要な英米法の研究へのいとぐちが與えられているといえる。かかる特色は既に著者の「手形法及小切手法(昭和九年立命館出版部)」にも見出され

るのであり、英米法に關心を寄せられる筆者の研究態度の一の現われともいえる。

本書の第三の特色として考えられる所は、その實際的運用への考慮である。それは例えばまずその冒頭に雛形を添付すると共に、全國手形小切手交換高の具體的な計數を擧げることにより手形法・小切手法の重要性を察知せしめ(同書一頁)、小切手法における銀行と同視せらるる人及び施設を具體的に列擧し(同七頁、八二頁)、北米合衆國の各州が流通證券法を採用せる年を汎く記載し、手形法三八條第二項における手形交換所を具體的に列擧し(同一二二頁)、戻手形の手形金額の算定方法を數式によつて具體的に示し(同二三九頁)、手形法七二條にいわゆる法定の休日を汎く列擧し(同二六六頁)、或は拒絶證書令について講目を設けて論ずる(同二九七頁)等にも見出され得る如く、實際的な取扱に關心を拂うことにより、實務に資すると共に初學者の理解に便ならしめている。たゞ手形法の規定には外國爲替を前提としている規定を散見するが、この意味に於て現在における外國爲替制度の實況、それと手形法との實際的關連の有無を、理論(同三三頁)に併せて論及せらるるならば初學者は一層便宜を得るものと考えるのは確を得て蜀を望むといふべきであらうか。

次に本書に於ては個々の點に關する著者の詳細なる見解は、本書の紙數の關係上講義に譲ることを余儀なくせしめられてゐるが、たゞ若干の點について注目すべきものがある。

その一は手形特に爲替手形及び小切手の本質についての著者

の見解である。すなわち著者によれば、「手形とは、其の發行者が一定の金額を自ら支拂い若しくは第三者をして支拂わしむべき旨を約する無因の文言的要式的完全有價證券を謂う」(同二及び六頁)と説かれる。すなわち爲替手形については、通説は第三者に對する一定の金額の支拂を委託する無因の文言的要式的完全有價證券というように、支拂委託に重點を置いて手形を定義付けるのに對し、筆者は特に擔保責任に重點を置いて爲替手形を理解されている。この點は、小切手の定義付けについても同様であり、小切手とは、「其の發行者が自己の處分し得る資金ある銀行をして一定の金額を支拂わしむべき旨を約する一覽拂の無因の文言的要式的完全有價證券を謂う」(同七頁)と理解されている。尤もこのような理解は必ずしも差し當つての實定法解釋に直接の影響を及ぼすものではないが、かなり特異な見解と考えられる。

第二に手形行爲の意義について若干の問題がある。すなわち著者は手形行爲を以て「手形上の債權債務の發生を目的とする法律行爲」(同書三六頁)と解せられる。然し手形行爲をかくの如く債權債務の發生を目的とする行爲と解する場合には、裏書の如く直接には權利の讓渡を目的とする行爲については當らないのではなからうか、或は爲替手形の振出のように直ちに債權債務を生じない行爲には當らないのではなからうかという疑問が生ずる。すなわちこの意味に於ては、手形行爲を以て債務負擔を目的とする行爲と解するよりも、その結果として手形上の債務の負擔を生ずる行爲と理解するのが妥當ではなからうかと

いう疑問が生ずる。この點は小切手行爲の意義についても同様のことがいえる(同書三九頁)。

次に手形の基本關係については、著者は「既存債務の履行に代えて手形を振出し又は引受を爲すは更改」であると解せられる(同書六〇頁)が、この點も通説の理解と異なる。すなわち更改は既存債務の消滅を新債務發生の條件とし又既存債務の有効に存在することを新債務發生の要件とするも、手形債權は無因債權であり、その發生にかくの如き條件を附することを許されないものであるから、これを代物辨濟と解するのが妥當ではないかとも考えられるが、著者がかく解せられる點は、通説と異なる一の點である。

以上の點は、本書を一讀して、筆者の從來の理解とは若干異なるかと考えられる二三點を列擧したものである。尤もそれらの點については、その論理が納得し難いというよりも、通説とその理解が若干が異なるが故に、著者の體系への理解に一のいとぐちを與えるものではなからうかとの考えから敢て摘示したものである。

いうまでもなく商法の各部門中でも、手形法小切手法の講義はともすれば學生をうませ易いものである。本書は、かゝる實狀を多分に顧慮し、既にのべた如き特色を備えつつ、手形並びに小切手についての不可缺の理論を、恰も海を眼にしたること無き者に對してその實體を説明するが如き懇切なる筆調を以て敘述している。法律學を專攻する者に對して一の反省を與えんと共に法學を專攻せざる者にとつても研究の指針たる實を失わないものと考えられる。(昭二七・八・一、有斐閣刊)